

## 「障害者控除対象者認定」認定基準

### 1. 「寝たきり老人」の判定基準

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のB1、B2、C1又はC2に該当し、臥床期間が概ね6ヶ月程度以上であること。

### 2. 身体障害者に準ずる者の判定基準

- ① 特別障害者 … 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のB1、B2、C1又はC2に該当する場合
- ② 障害者 … 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のA1又はA2に該当する場合

障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準		
非該当	生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する。 2 隣近所へなら外出する。
障害者	準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている。
特別障害者	寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド状での生活が主体であるが座位を保つ。 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
		ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力で寝返りもうたない

### 3. 知的障害者に準ずる者の判定基準

- ① 特別障害者 … 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のIII a、III b、IV又はMに該当する場合
- ② 障害者 … 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のII a又はII bに該当する場合

障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準		
	ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
障害者	II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との応対など一人で留守番ができない等
特別障害者	III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。	
	III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる	
	IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等